

平成25年(行ウ)第217号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

被告 和泉市長

準備書面(2)

平成26年6月23日

大阪地方裁判所第2民事部合議1係 御中

被告訴訟代理人

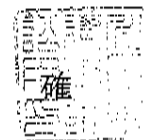
弁護士 比嘉 廉



同 比嘉 邦



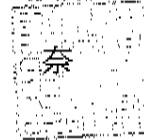
同 川上 雅



同 橋本 匡



同 酒井 美



同 源本 恵



第1 投票管理者事務手当

1 法定外業務について

(1) 原告は、「被告の主張する①～⑨の業務は、投票に関連する業務であり、

投票を的確・公正且つ効率的に行うための職務の一環であり、投票管理者の立場で行っている職務であるから、投票管理者の職務の一部と解するのが自然」である（原告第3準備書面2頁12行目～15行目）と主張するが、同主張は失当である。

- (2) 選挙に関する事務を管理する機関は、選挙管理委員会（正確には、中央管理委員会、都道府県の選挙管理委員会、市町村の選挙管理委員会）であり（公職選挙法（以下「法」という。）第5条）、投票所、開票所及び選挙会の事務について、それぞれ投票管理者（法第37条）、開票管理者（法第61条）及び選挙長（法第75条）が置かれることとされている（安田充・荒川敦『逐条解説公職選挙法』（乙第9号証）49頁～50頁）。

すなわち、法第37条は、投票管理者を「投票所の事務」を掌るものと位置づけ、投票管理者の職務を「投票所の事務」（法定業務）に限定している。

このように、投票管理者の職務は、「投票所の事務」（法定業務）に限定されており、「投票所の事務」ではない「法定外業務」（被告準備書面(1)で述べた①～⑨の業務をいう。以下同じ。）を投票管理者の職務の一部ということとはできない。

「法定外業務」は、投票管理者の職務ではなく、選挙に関する事務を管理する「選挙管理委員会」の職務とされている。

そこで、和泉市の投票管理者は、法第37条の「投票管理者」として「投票所の事務」（法定業務）行うとともに、選挙管理委員会の補助職員として「法定外業務」を行っている。

2 投票管理者事務手当について

(1) 他の市町村との比較

和泉市の投票管理者事務手当の額は、日額2万8600円となっている（乙第7号証の2）ものの、現実には、投票管理者は、選挙期日の約1ヶ月

前から選挙期日までの間に種々の職務を行っているにもかかわらず（乙第2号証～乙第5号証），1選挙につき2万8600円しか支払われていない。

ところで，投票管理者の報酬が和泉市よりも低いとされている市町村（原告第3準備書面別表3）は，職員以外の者を投票管理者としている市町村であり，この場合，投票管理者は「法定外業務」を行わない。

これらの市町村においては，投票管理者の報酬以外に，「法定外業務」を行う職員に対する給与の支払がなされている。

したがって，和泉市の選挙に係る人件費が他の市町村の選挙に係る人件費よりも高いということはない。

むしろ，選挙期日の約1ヶ月前から選挙期日までの間に種々の職務を行っている投票管理者に対し，日額2万8600円となっている投票管理者事務手当を1日分しか支払っていないことからすると，他の市町村よりも人件費を抑制しているといえる。

(2) 法定業務部分の対価について

ア 和泉市においては，特別職である「投票所の投票管理者」には，報酬として，「1選挙ごとに11,000円」が支給される（地方自治法第203条の2第1項，特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第22号。乙第8号証）第2条及び別表）。

このように，和泉市では，投票管理者が法定業務を行ったことの対価として，「1選挙ごとに11,000円」の報酬が支給される。

なお，投票管理者が行う法定業務は，1日（選挙期日）で終了するものである。

ところで，職員が特別職を兼ねた場合については，重複給与支給の禁止を定めた地方公務員法第24条第4項の適用がないことから，職員が投票管理者となった場合でも，投票管理者である職員に対し，法定業務の対価として報酬を支給することが可能である。

しかしながら、和泉市では、限られた予算の中で選挙事務を執行しなければならないという制約の下、職員が投票管理者に選任された場合については、前述した投票管理者事務手当のみを支給し、投票管理者の報酬を支給しないこととしている（本件内規（乙第7号証）別表の備考欄）。

イ 和泉市では、職員が投票管理者に選任された場合、投票管理者である職員に対して、投票管理者事務手当が支給されている。

この投票管理者事務手当は、選挙期日の約1ヶ月前から選挙期日までの間に、選挙管理委員会の補助職員として行った職務、すなわち、投票管理者の法定外業務の対価である。

和泉市においては、職員が投票管理者に選任された場合、前述のとおり、投票管理者としての報酬が支給されないことから、和泉市は、投票管理者の法定業務の対価である報酬の支払を免れている。

ウ ところで、原告は、投票管理者事務手当の法的性質を投票管理者の報酬であると位置づけた上で、職員が投票管理者に選任された場合について、条例を上回る報酬を支払っていると主張するが、同主張は、投票管理者事務手当の法的性質についての理解を誤っており、失当である。

投票管理者事務手当の法的性質は、報酬ではなく、頭打ちの時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当するものである。

したがって、投票管理者事務手当は、投票管理者の報酬と一致するものではない。

(3) 管理職手当を受給する者に対する投票管理者事務手当の支給について

ア 給与条例第24条第4項は、「管理職手当を支給する職員には、第17条から第19条までの規定は適用しない。」として、管理職手当と時間外勤務手当等との併給を禁止している。

この規定の趣旨は、管理職については、職務及び責任の重要性並びに勤務実態に照らし、法定労働時間の枠を越えて勤務する必要がある、労働時

間等に対する規制になじまないことから設けられたものである。

イ もっとも、給与条例第24条第4項ただし書は、「市長が災害その他緊急事態の発生等により特別の勤務を命じた場合は、この限りでない。」として、「通常の勤務」とは異なる「特別の勤務」を命じられた職員については、時間外勤務手当等を支給することとしている。

この規定の趣旨は、管理職手当は、管理職手当を受ける職員の「通常の勤務」に関して支給されるべきものであり、災害その他緊急事態の発生等により「特別の勤務」を命じられた場合のように、自己の担当する職務とは異なる事務に従事して時間外勤務等を行った場合まで評価しているものではないからである。

ウ ところで、和泉市では、投票管理者として、選挙管理委員会事務局以外の職員を選任している。

これは、選挙管理委員会事務局の職員は、他の選挙事務に従事する必要があり、投票管理者の事務に従事させることができる余剰人員がないことによる。

それゆえ、管理職手当を受ける職員が、投票管理者に選任され、職務を行った場合、当該職員は、自己の担当する職務（通常の勤務）とは異なる事務に従事したものとして、「特別の勤務」を行ったこととなる。

そこで、和泉市としては、投票管理者に選任され管理職手当を受ける職員に対し、給与条例第24条第4項ただし書に基づき、時間外勤務手当等を支給する必要がある。

エ この点について、原告は、管理職手当を受給する職員が市の行事等で正規の勤務時間以外に勤務した場合には時間外勤務手当等が支給されていないことを指摘するが、この場合については、当該職員は自己の担当する職務（通常の勤務）として市の行事等に従事していることから、時間外勤務手当等が支給されていないのであって、「特別の勤務」として投票管理者

の職務に従事した場合と同列に論じることができない。

第2 損害が発生していないこと。

- 1 本件各選挙において投票管理者が行った職務は、和泉市にとって有用であり、かつ、その金銭的な価値は、その対価である投票管理者事務手当の総支給額724万8800円に見合うものであるから、本件投票管理者事務手当の支出によって、和泉市は、何らの損害も被っていない（被告答弁書9頁8行目～12行目）。
- 2 和泉市では、限られた予算の中で選挙事務を執行しなければならないことから、投票管理者に選任され管理職手当を受ける職員に対して、給与条例に基づく時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給せず、かつ、投票管理者の報酬を支給しないこととし、頭打ちの時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当するものとして、一日分の投票管理者事務手当のみを支給している（本件内規（乙第7号証）第3条及び別表）。

仮に、和泉市が、投票管理者に対して、法定外業務についての時間外勤務手当又は休日勤務手当を支給し、かつ、法定業務についての報酬を支給した場合、投票管理者事務手当の額以上の額を支給することとなる。

第3 市長に過失がないこと。

- 1 被告準備書面(1)で述べたとおり、和泉市では、長年にわたって、投票管理者に和泉市の職員を選任し、法定外業務を行わせるとともに、給与条例の計算方法に基づいた時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給せずに、頭打ちの時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当するものとして、一日分の投票管理者事務手当のみを支給し、選挙に係る人件費を抑制していたところ、このような取扱いについて、大阪府や国等から指導を受けたことはなかった。

また、本件投票管理者事務手当の支出命令権限を有する補助職員らも、本件投票管理者事務手当の支給につき、本件内規に基づく支給が正当なものであるとの認識を有していた。

以上の事情に照らせば、本件投票管理者事務手当の支給当時、辻宏康市長が、本件投票管理者事務手当の支出の適法性について疑義があるとして調査をしなかったことについて注意義務違反があったとはいえ、また、本件投票管理者事務手当の支出命令権限を有する補助職員らが専決により行う財務会計上の行為である本件投票管理者事務手当の支出命令を阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失によりこれを阻止しなかったともいえない。

2 これに対し、原告は、非常勤職員に関する手当の支給に関する住民訴訟の最高裁判決があることをもって、市長の過失が認められると主張するが、同主張は失当である。

上記最高裁判決は、臨時的任用職員に対し一時金（期末手当）を支給したことが、地方自治法第204条第2項に基づく手当の支給として適法であるかが争点となった事案であって、投票管理者を兼務する職員に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する金員の支給が争点となっている本件とは事案が異なる。

したがって、上記最高裁判決は、市長の過失を肯定する根拠とはなり得ない。

以 上